

被扶養者認定に必要な添付書類

被扶養対象者の年齢	所得に関する提出証明書類 (コピー可)	世帯全員の住民票が必ず必要 別居の時は + 直近3ヶ月の仕送り証明	
0~17歳	不要		
18~59歳	無職・アルバイト等		直近の所得証明 or 直近の源泉徴収票 or 直近の非課税証明
	退職		離職票1、2 (原本) または雇用保険資格喪失通知書 (原本)
	失業給付受給後		失業給付を受け終わったが就職できなかったときは、失業給付受給資格者証 (原本)
	雇用形態の変更	変更後の雇用契約書	
60~74歳	無職・アルバイト等	直近の所得証明 or 直近の源泉徴収票 or 直近の非課税証明	
	退職	離職票1、2 (原本) または雇用保険資格喪失通知書 (原本)	
	失業給付受給後	失業給付を受け終わったが就職できなかったときは、失業給付受給資格者証 (原本)	
	雇用形態の変更	変更後の雇用契約書	
	+		
年金受給者	年金を受給しているときは、年金通知書		
75歳からは後期高齢者医療制度に加入します。			

収入に関する証明は上記の通りです。
 (収入がないときは収入が0円であることを証明する非課税証明が必要です)
 扶養申請対象者に被保険者以外の生計維持している親族がいるときは、その親族の前年の収入を確認できる証明書が必要です。

【夫婦共同扶養に関する審査】
配偶者を扶養していない方で、配偶者以外を扶養申請する場合は下記の証明書を提出してください。
 【夫婦共同扶養】に該当しますので、ご夫婦のどちらが主とした生計維持者であるかを確認するために、被保険者および配偶者の過去・現在・将来の所得に関する証明が必要です。

被保険者	入社時	新規	出生時の出産者	
	<過去>	直近の所得証明または源泉徴収票	直近の所得証明または源泉徴収票	直近の所得証明または源泉徴収票
	<現在>	入社時報酬月額、※ i 賞与見込み	直近3ヶ月の給与明細 + 直近1年間の賞与明細	直近3ヶ月の給与明細 + 直近1年間の賞与明細
	<将来>	雇用契約書	雇用契約書	※ ii 育休期間、給与支給有無証明

配偶者	一般	新規	出生時の出産者	
		<過去>	直近の所得証明または源泉徴収票	直近の所得証明または源泉徴収票
		<現在>	直近3ヶ月の給与明細 + 1年間の賞与明細	直近3ヶ月の給与明細 + 直近1年間の賞与明細
	<将来>	雇用契約書	※ ii 育休期間、給与支給有無証明	
	自営業	<過去>	直近の所得証明および確定申告控え (内訳表込み)	直近の所得証明および確定申告控え (内訳表込み)
		<現在>	自営収入見込み	自営収入見込み
<将来>				

※ i 賞与見込みは、被保険者が労働契約書等で確認し証明する
 ※ ii 育休期間、給与支給有無証明は、事業主が証明する
 ◆ 所得証明書や非課税証明書は、住民票のある役所の窓口で発行依頼してください

証明書類は、状況に応じて別途提出していただくこともあります。

被扶養者認定後も、毎年、再認定審査を行います。
 正当な理由がなく未提出の場合は、被扶養者認定を職権にて無効にする場合があります。